

市民芸術文化・スポーツ基金 スポーツ事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜市内の団体が主催するスポーツ事業の経費の一部を助成し、団体の活動を支援することで市民スポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 対象団体は、次の(1)(2)の要件を満たす団体とする。

- (1) 岐阜市を拠点に活動している団体
 - (2) 構成員が6名以上で、その過半数が岐阜市民または岐阜市在住者である団体
- 2 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に該当する団体は対象としない。

(対象経費)

第3条 対象経費は、対象事業の実施にかかる経費のうち会場使用料及び広報・宣伝にかかる経費とする。

(対象事業)

第4条 対象事業は、次の(1)から(3)の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 申請する団体が主催または共催する事業
 - (2) 趣旨が本要綱の目的に沿い、実施が確実であり、本助成の必要性が認められる事業
 - (3) 岐阜市民または岐阜市在住者が参加者の過半数を占める事業
- 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当する事業は助成の対象としない。

- (1) 特定の団体の宣伝または営利を主たる目的とする事業
- (2) 学校教育法で規定されている学校、各種学校、専修学校等が主催する事業
- (3) 企業及びその関連団体が主催する事業
- (4) 岐阜市から補助金等の名目で資金を受ける事業
- (5) 過去3年間に本助成を受けた実績がある事業

(助成額)

第5条 助成額は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団（以下「事業団」という。）の予算の範囲内で決定し、申請一件に対する助成額は、原則として対象経費内で10万円を上限とする。ただし、助成件数及び事業団予算により減額する場合がある。なお、実施された事業が申請内容と著しく異なるときは、助成を取り消す場合がある。

(助成の申請方法)

第6条 助成を申請する団体は、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成申請書」（様式第1号）を4月から9月実施分については1月31日までに、10月から翌年3月実施分については7月31日までに事業団に提出する。ただし、一事業年度の申請件数は、一団体につき一件とする。

(助成の決定方法)

第7条 事業団は助成内容を審査するため、助成審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 審査委員は5名以内で事業団理事長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 審査委員は、互選により委員長、副委員長を選任する。
- (3) 委員長は、毎年2回委員会を開催し申請内容を審査し、その結果を事業団理事長に答申する。
- (4) 事業団理事長は委員会の結果を尊重し、助成先、助成額を決定する。審査結果については、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成審査結果通知書」（様式第2号-1または2号-2）により申請者に通知する。

(事業内容の変更)

第8条 助成を受ける団体は、事業内容に変更が生じた場合、事業団に対して「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業助成変更承認申請書」（様式第4号）を速やかに提出する。

(決定後の条件)

第9条 助成を受ける団体は、助成が決定した事業のチラシ・プログラム・ポスター・刊行物またはインターネットの掲載サイト等に「市民芸術文化・スポーツ基金助成事業」及び「後援（公財）岐阜市教育文化振興事業団」と明記する。

(スポーツ事業報告書兼助成金交付申請書の提出)

第10条 助成を受ける団体は、助成対象事業のチラシ・プログラム・ポスター等、事業の実績を示す資料を添付した「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業報告書兼助成金交付申請書」（様式第3号）を事業終了後1ヶ月以内に事業団に提出する。

なお、事業終了後1ヶ月以内に「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業報告書兼助成金交付申請書」（様式第3号）が提出されないときは、助成を取り消す場合がある。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、原則として事業終了後に提出された、「市民芸術文化・スポーツ基金スポーツ事業報告書兼助成金交付申請書」（様式第3号）に基づいて行う。なお、助成対象経費の決算額が助成通知額を下回った時は、助成額を減額して交付する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。